令和３年４月１日から同年６月30日まで		112
（略）	（略）	
令和３年10月１日から同年12月31日まで		110
令和４年１月１日から同年３月31日まで		112
令和４年４月１日から同年６月30日まで		111
令和４年７月１日から同年９月30日まで		111
令和４年10月１日から同年12月31日まで		110
令和５年１月１日から同年３月31日まで		111
令和５年７月１日から同年９月30日まで		110

備考
１～４　（略）

（新設）		（新設）
（略）	（略）	
令和３年10月１日から同年12月31日まで		110
（新設）		（新設）
（新設）		（新設）
（新設）		（新設）
（新設）		（新設）
（新設）		（新設）
（新設）		（新設）

備考
１～４　（略）

○厚生労働省告示第三百六十三号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（医療提供体制の確保に関する基本方針の改正）

第一条　医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。	この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。
都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。	都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。
第一～第十　（略）	第一～第十　（略）
第十一　その他医療提供体制の確保に関する重要事項	第十一　その他医療提供体制の確保に関する重要事項
医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第百三号）等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、総合確保方針及び都道府県計画、介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画、感染症法第九条第一項に規定する基本指針、予防計画及び都道府県行動計画並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針との整合性の確保を図らなければならない。	医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第百三号）等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画並びに感染症法第九条第一項に規定する基本指針、予防計画及び都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。
1～15　（略）	1～15　（略）

（医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示の改正）

第二条　医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和八年厚生労働省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち表改正前欄中第十一中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「並びに感染症法」を「、感染症法」に改め、「都道府県行動計画」の下に「並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加え、同表改正後欄中第十三中「、介護保険法」を「、介護保険法」に、「並びに感染症法」を「、感染症法」に改め、「都道府県行動計画」の下に「並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加える。